

# 皆野町教育大綱

(令和4年度～令和8年度)

## 1 策定の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項において「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする。」とされています。

皆野町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、以下のとおり、基本となる目標・理念・方針を策定しました。

## 2 まちづくりの主要目標

豊かな自然と景観、これまで育まれてきた歴史や文化、伝統芸能、町民の温かい心のつながりなど、町を活性し得る資源が多く存在します。それらの魅力を高め、笑顔あふれる町、誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町を目指し、町民と手を取り合い、将来像の実現に向けて積極的に取り組みます。この将来像を実現するため、「まちづくりの主要目標」を次のとおり定めました。この目標に向けての取組をとおして、町を支え未来をたくましく生きる人材を育成します。

5つの「まちづくりの主要目標」

- ①豊かな経済と活力ある町づくり
- ②未来を拓く人を育む町づくり
- ③安心で安全な町づくり
- ④健康で心豊かな町づくり
- ⑤持続可能な町づくり

## 3 本町教育の基本理念

「心ふるさとと夢を宿し、生きる力を培う教育と文化の町をめざす皆野教育」

第5次皆野町総合振興計画の「豊かな心と多彩な文化を育むまち」を基本に据え、ふるさと皆野町を愛し、夢と志をもって、たくましくしなやかに生きる力を育みます。

さらに町では、学校・家庭・地域一体となって、ふるさと教育「みならの学」に取り組み、皆野町全体をキャンパスに、人と人、学びと学び、今と未来がつながる教育を推進します。

また町民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、社会の変化に対応した生涯学習の充実に努めます。

## **4 基本方針**

### **(1) 確かな学力と自立する力の育成**

子供たちの社会的自立に向けて、知・徳・体のバランスのとれた教育と一人ひとりを確実に伸ばす教育を推進します。そして、夢と志を持ち人生を切り拓くことのできる人間の育成を目指します。

### **(2) 豊かな心と健やかな体の育成**

子供たちの豊かな心を育むため、幼・小・中の発達段階に応じて、体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育、読書活動や芸術体験を一層推進します。また、健康の保持増進や体力の向上などの取組の充実を図ります。

### **(3) 質の高い教育環境の整備**

質の高い教育を推進するため、教職員の資質・能力を向上させるとともに、学校の組織運営の改善を図ります。

子供たちの安全・安心の確保、危機管理体制の整備充実を図ります。

### **(4) 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進**

地域の風土、昔ながらの風習、祭りや伝統文化など、郷土の優れた文化財や文化芸能の保護・継承を図るとともに、地域の郷土愛を醸成し、地域活動の活性化や地域コミュニティを深め、彩りのあるまちづくりを推進します。

### **(5) 「ひと」が輝くまちづくり**

一人ひとりが、正しい知識によりお互いを理解し合うことにより、全ての人が平等で差別のない、「ひと」として尊重されるまちづくりを推進します。

### **(6) ふるさと教育「みならの学」とキャリア教育の推進**

子供から大人まで「みならの学」をとおして皆野町の魅力を学ぶ機会の充実を図ります。学校では地域と連携したキャリア教育を推進し、多様な価値観や働き方・生き方に触れ、コミュニケーション能力やグローバルに活躍できる能力、非認知能力を高め、たくましく生きる力を育成します。